

架空請求…心当たりのない請求は無視して！

事例

スマホに通信会社を名乗る会社から、「ご利用料金のお支払確認が取れておりません。本日中にご連絡ください」とメール届いた。記載の電話番号に連絡したところ、「あなたの携帯電話機に未納料金がある。コンビニで電子マネーを買って番号を教えて」と言われ、二日間にわたりコンビニで100万円分の電子マネーを買って番号を伝えた。（50代男性）



アドバイス

- 架空請求メールです。事例のようなメールやショートメッセージが届いても、記載の電話番号には連絡しないでください。
- 実在する事業者をかたって本物と思わせたり、「本日中の連絡」などと消費者の不安をあおるケースも見られます。
- 連絡すると個人情報が知られ、その情報を元に金銭を要求される可能性があります。未納料金を請求されても心当たりがなければ連絡しないでください。
- 支払方法は、「コンビニで電子マネーを買って番号を教えて」などと言ってきますが、絶対に指示に従わないでください。
- このようなメールやショートメッセージが届いたときは、記載の電話番号に連絡せずに消費生活センターや名寄警察署(☎2-0110)に相談してください。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター TEL・FAX/ 01654-2-3575

◆相談時間 9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日